

合併処理浄化槽補助制度の概要

住宅に設置されている単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽に設置替えをする人を対象に、予算の範囲内でその工事費を補助します。

● 補助金の対象

自宅(店舗などの併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が2分の1以上)の単独浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換を行う人

※次に該当する人は対象になりません。

- ・新築または合併処理浄化槽から転換を行う人
- ・市税を滞納している人
- ・長屋、共同住宅に住んでいる人
- ・浄化槽法の規定による設置の届け出を行っていない人
- ・住宅を借りている人で家主の承諾をえられない人

● 補助金の対象にならない地域

- ①下水道事業計画区域(7年以内に供用開始予定の地区も含まれます)
- ②農業集落排水事業実施区域
- ③漁業集落排水事業実施区域
- ④小規模集合排水処理施設整備事業実施区域・・・鶴見(下梶寄、猿戸、広浦)
- ⑤浄化槽市町村整備推進事業実施区域・・・直川、米水津、蒲江(波当津、葛原、深島、屋形島)

● 補助金額

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

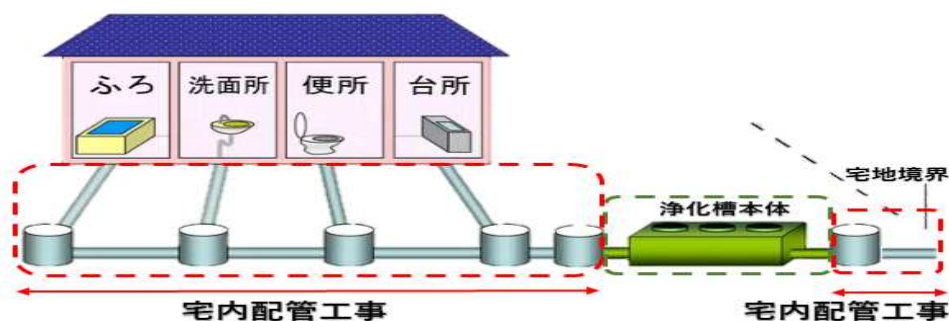
人 槽	設置工事(上限)※	宅内配管工事費(上限)	既設槽撤去工事(上限)	合計
5人槽	532,000円	300,000円	120,000円	952,000円
7人槽	614,000円			1,034,000円
10人槽	748,000円			1,168,000円

くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換

人 槽	設置工事(上限)※	宅内配管工事費(上限)	既設槽撤去工事(上限)	合計
5人槽	532,000円	300,000円	90,000円	922,000円
7人槽	614,000円			1,004,000円
10人槽	748,000円			1,138,000円

※設置工事につきましては令和7年度までに限り20万円を増額して補助しています。

・各工事費が上記の額に満たない場合、その工事費の額(千円未満切り捨て)が補助金額になります。



● 施工上の注意

大分県浄化槽指導要綱に従って施工をしてください。

● 工事着手について

工事の着手は必ず補助金交付決定通知を受けてから行ってください。

※着工後の申請は受付できません(事前申請が必要です。)

● 中間確認

- ・1業者につき年1回程度、浄化槽設備士の立会いのもとで行います。
- ・基礎コン打設前に栗石・配筋状況を確認しますので、事前に市担当者までご一報ください。
- ・底板コンクリートを使用の場合は水平確認を行います。

● 完了確認

- ・実績報告の提出後、申請者(施主様)、施工業者、市担当者の3者立会いのもと、現場で行います。
- ・完了確認までに保健所へ浄化槽使用開始報告書を提出し、浄化槽使用開始報告済証を貼付してください。
- ・浄化槽本体及びフロアの設置状況、配管の敷設状況、嵩上げ等を検査します。

以上のことに十分に留意して施工してください。
なお、不備があった場合は補助金が支給されなくなりますのでご注意ください。

問い合わせ先

佐伯市役所 下水道課 下水道業務・維持管理係

〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号

電話 0972-22-4618